



「さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度」

札幌市のまちづくり活動に積極的に取り組む企業を認定します

- 「地域の健康づくりに協力している」
- 「区で実施している環境美化活動に参加している」
- 「小学生の職場体験を受入して子どもの健全育成に貢献している」
- 「札幌市地域安全サポーターズに登録して地域の防犯・安全活動に参加している」
- ・・・ など

札幌市のまちづくり活動に積極的に取り組んでいただき、一定の基準を満たした企業を「さっぽろまちづくりスマイル企業」として認定いたします。

まずは、地域と顔の見える関係づくりから始めませんか？

認定を受けるメリット

- 1 認定証・認定マークを付与します。（認定バッチもご購入いただけます）
- 2 札幌市ホームページ等により認定企業として活動を広報します。
まちづくり活動に特に積極的に取り組んでおり、その功績が顕著で
- 3 他の模範と認められる企業には表彰を行います。表彰を受けた企業へは「ゴールド企業」「シルバー企業」として認定ランクを付与します。

どんな企業が対象になるの？

● 以下の条件を満たす企業又は事業所が対象です。

- (1) 営利を目的とした企業又は当該企業を構成員とする営利を目的とした任意団体、協同組合。
- (2) 札幌市内に所在する企業又は事業所(本社が札幌市内になくても可)。
- (3) 札幌市内で継続して1年以上の事業の実績があること。
- (4) 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

本社(支社)もしくは事業所単位のどちらかでお申込みください。(両方の申込みはできません)

次に該当する企業又は事業者は、登録の対象となりません。

●法令などに抵触する恐れのあるもの。●公序良俗に反する恐れのあるもの。●政治性、宗教性があるもの。●民事再生法及び会社更生法による再生または更正の手続き中のもの。●事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受け、当該処分が解除されていない企業。●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。●本市に登録しないことが適切と認められるもの。

どんな活動が対象になるの？

● 営利を主な目的としない企業の公益的な活動のうち、地域のまちづくりに関する活動が対象です。

- 1 札幌市が実施する制度や取組、イベントへの連携・協力・寄付・協賛。
- 2 町内会や地域の実行委員会、札幌市が中心となっている組織委員会等が実施する取組やイベントへの連携・協力・寄付・協賛。
- 3 上記1.2以外の企業が独自に取り組む活動については、営利と関係せず地域に直接貢献したと社会的に認められる活動。(札幌市内で行なわれ、札幌市民の参加・利用実績がある活動が対象です)。



《取組項目と活動例》

項目	活動例
①地域コミュニティ	地域コミュニティや地域のまちづくり活動への積極参加やイベント等への寄付・協賛、地域活動を行う場の提供、福祉除雪等の除雪ボランティア等
②防犯・防災・安全	防犯活動、消費者トラブルの未然防止に関する活動、交通安全運動、冬の砂まき・消火栓除雪、消防や防災に関する活動、これらの分野にかかるイベント等への協力・寄付・協賛等
③環境	ゴミ拾い、植花・維持管理、エコ活動、環境に関するイベント等への協力・寄付・協賛等
④子ども・子育て	子育て支援に関する活動、職場体験受入、学校へ講師派遣、虐待防止に関する活動、子ども・子育てに関するイベント等への協力・寄付・協賛等
⑤健康・福祉	高齢者や障がい者に関する見守りや社会福祉に関する活動、健康増進・食育に関する取組、これらの分野にかかるイベントやセミナーへの協力・寄付・協賛等
⑥産業・文化・活力	スポーツ・文化の振興、シティプロモート、産業振興に関する活動、ワークライフバランスや男女共同参画等に関する活動、これらの分野にかかるイベント等への協力・寄付・協賛等
⑦広報協力	パンフレット配架やポスター掲示等の広報協力
⑧その他	①～⑦以外に地域に貢献したと社会的に認められる社会貢献活動

- ★ 札幌市が実施する制度や取組のうち、助成金の交付や企業の採用に関する取組など、企業の本来的な活動を支援するための制度・取組への連携・協力は、本制度で認定する活動の対象外です。
- ★ 札幌市で実施している制度・取組等は札幌市HPでご確認いただき、参加・登録を希望する場合は直接制度担当へお申込みください。
- ★ 「区や地域の団体等と連携した活動」に関する活動について相談したい場合は、活動を希望する地域の地域振興課もしくはまちづくりセンターへご相談ください(希望する内容や地域の状況等によりご希望に沿えない場合もあります)。

さっぽろCSRインフォメーションをご活用ください

さっぽろCSRインフォメーションでは、企業のみなさまにご協力いただきたいまちづくり活動の情報発信を行っております。

このCSRインフォメーションでは、札幌市が実施する地域の環境美化活動をはじめ、地域の防犯や健康づくりなど、札幌市が実施している制度や取組を紹介しています(※)。また、市のイベントへの協力依頼や、ポスター掲出によるPR協力依頼なども掲載されていますので、参加・協力しやすい取組を検討することもできます。

本制度での認定の対象になる取組が多数掲載されておりますので、是非ご活用ください。

※札幌市のすべての活動が掲載されているわけではありません。

URL : <http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/csr/info.html>



さっぽろCSRインフォメーションで
まちづくり活動
はじめませんか？



札幌市ホームページ内で検索

CSR

検索

どのくらい活動したら認定になるの？

● 従業員数(パート・アルバイト含む)によって認定となる基準が異なります。

※ 認定の基準は以下のとおりですが、検討委員会にて活動内容を総合的に判断し、認定の可否を決定します。

従業員数	認定基準	必須条件
100人以上	年間 7 活動以上	区役所や町内会等の地域の団体等と連携した活動については、寄付・協賛以外の活動に2つ以上ご参加ください。
100人未満	年間 5 活動以上	

※従業員数は、申込みいただいた単位(本社(支社)もしくは事業所)における札幌市内の人数が適用になります。

● 活動の具体例と認定の例 ●

(★)：区や地域の団体等と連携した活動例(寄付・協賛以外)
(○)：札幌市が実施している制度・取組



活動の具体例
町内会の夏祭りへの協力(★)
町内会の運動会への協力(★)
町内会のお祭りに場所を提供(★)
町内会のお祭りに寄付・協賛(20,000円以上)
区のイベントや事業への協力(★)
地域の交通安全運動に参加(年2回以上)(★)
地域安全サポーターズに登録して見守り活動(★)(○)
区や地域が行う防災訓練に参加(★)
冬の砂まき・消火栓除雪
店舗周辺の環境美化活動(年6回以上) ※アダプト制度を実施している区もあります(★)(○)
植花や水やりなどの維持管理
さっぽろエコメンバーへ登録して活動(○)
生物多様性さっぽろ応援宣言に登録(○)
札幌市事業者等による見守り事業への協力(○)
認知症サポーター養成講座受講(○)
地域の小学生の職場体験受入(★)
ワーク・ライフ・バランスplus企業認証を取得(○)
札幌市からのポスター・チラシ配架依頼 (概ね年間6事業以上)
札幌市民の啓発を目的としたセミナー開催

活動の具体例は
ホームページにも
掲載しています。



左記のような活動にご協力いただき、
上記の認定基準を満たした場合に認定となります。

例) 100人未満の企業の場合

- ①町内会のお祭りへの協力(会場設営など)(★)
- ②地域の清掃活動に年3回参加(★)し
店舗周辺等の清掃を年3回実施
- ③冬の砂まき
- ④町内会のイベントに年間通して
20,000円協賛
- ⑤地域安全サポーターズに登録して
見守り活動(★)(○)



- 防犯活動や交通安全運動、冬の砂まき・消火栓の除雪、ゴミ拾い、植花・維持管理など 継続的な取組が必要となる活動については、年間を通した活動にご協力ください。

なお、清掃活動は概ね年間6回、地域の交通安全運動は概ね年間2回お取組みいただいた場合に年間を通した活動として認定させていただきます。

札幌市からのポスターやチラシの配架協力は、年間でのご協力をお願いいたします(概ね6事業以上)。

- 寄付・協賛は、20,000円以上いただいた場合とし(協賛品は相当額)、年間の合算が可能です。

表彰制度について

札幌市のまちづくり活動に特に積極的に取り組んでおり、その功績が顕著で他の模範と認められる企業に対して表彰を行います(希望企業のみ)。

表彰については、活動の内容や回数等を基に検討委員会により決定します。

《表彰に該当する活動回数の目安》

表彰	認定ランク	1年間に実施する活動の目安		実施期間
		従業員数100人以上	従業員数100人未満	
市長表彰	ゴールド企業	年間60活動程度	年間40活動程度	3年以上継続
	シルバー企業	年間30活動程度	年間20活動程度	
局長表彰	—	年間15活動程度	年間10活動程度	

※認定ランクは付与した年度も含め、3年度末まで有効です(例)2022年度に付与された場合、2025年3月末まで有効。)

有効期間が経過した後においても、活動状況に応じて再度認定ランクを付与します。

登録～認定・表彰までの流れ

- 登録(更新)から認定は年度毎に行います。
翌年度も登録・認定・表彰を希望する場合は更新手続きが必要です。

翌年度も登録等を希望する場合は更新手続きが必要です

登録申込 (2年目以降は更新手続)

- 登録申込は活動を行う年度の3月末まで受付します。
- 登録いただいた企業名は札幌市HPへ掲載します。
- 活動予定項目等登録いただいた内容等は札幌市役所・各区役所・まちづくりセンターへ共有させていただきます。



まちづくり活動へ 参加・協力 (各年度毎(4月～3月末))

- 札幌市のまちづくり活動へ参加・協力ください。
- 登録いただいた内容に基づき、札幌市役所・各区役所・まちづくりセンターから参加・協力の依頼がある場合があります。

活動内容の報告 (随時～翌年度4月末まで)

- 活動報告書をご提出ください(別途活動状況がわかる書類を提出していただく場合もあります)。
- ご報告いただく活動は、当該年度のものであれば登録申込前の活動も対象となります。

認定 ※認定期間は 翌年度3月末まで

- 活動報告書に基づき、検討委員会にて認定の可否を決定いたします。
- 各企業の活動状況は随時札幌市ホームページで紹介します。
- 「さっぽろまちづくりスマイル企業」としての基準を満たしたと検討委員会にて認められた場合は、随時認定いたします。
- 認定期間は活動を行った年度の翌年度3月末までです。(例)2020年度に活動した場合、2021年度末(2022年3月末)まで認定します)

希望企業のみ

表彰及び 認定ランクの付与

- 検討委員会にて表彰及び認定ランクの付与対象企業を決定します。
- 表彰実績がある企業も活動状況によって再表彰の対象となります(認定ランクも同様)。
- 認定ランク(ゴールド企業またはシルバー企業)は付与した年度を含め3年度末までが有効期間です。
(例)2022年度に付与された場合、2024年度末(2025年3月末)まで有効)
- 有効期間が経過した後においても活動状況に応じて再度認定ランクを付与します。

●本制度・申請に関する詳細はHPでご確認ください●

お問い合わせ先

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課 CSR担当係
電話：211-2964 e-mai:csr_info@city.sapporo.jp
HP: <http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/csr/smile/>



●各区の地域コミュニティに関する取組については各区地域振興課またはまちづくりセンターへお問い合わせください●

お問い合わせ先

《各区役所 地域振興課》
中央区(電話：205-3221) 北区(電話：757-2407) 東区(電話：741-2429) 白石区(電話：861-2422)
厚別区(電話：895-2442) 豊平区(電話：822-2427) 清田区(電話：889-2024) 南区(電話：582-4723)
西区(電話：641-6926) 手稲区(電話：681-2445)
《まちづくりセンター検索》 <http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/>
※「マチトモNavi」から地域等を検索すると該当地域の「まちづくりセンター」が表示されます

●札幌市で実施している制度・取組等は札幌市HPでご確認いただき制度担当へ直接お申込みください●